

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ ハンシン ケイキ セイサクショ 株式会社阪神計器製作所  
 住所 〒660-0884 兵庫県尼崎市神田中通4丁目163番地  
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク シヤチョウ 代表取締役社長 マツダ ケンジ 松田 健仁   
 電話番号 06-6411-2590  
 FAX番号 0798-66-8287  
 メールアドレス nishinomiya@hanshinkeiki.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ハンシンケイキセイサクシヨ 株式会社阪神計器製作所  
住 所 〒660-0884 兵庫県尼崎市神田中通4丁目163番地  
代表者氏名 代表取締役社長 マツダ ケンジ 松田 健仁



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役社長 <small>マツダ ケンジ</small> 松田 健仁	
取締役 <small>マツダ ヒロシ</small> 松田 弘	
取締役 <small>マエダ ヒデトシ</small> 前田 英俊	
監査役 <small>ハヤサカ サブロウ</small> 早坂 三郎	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ハンシンケイキセイサクショ ニシノミヤシテン 株式会社阪神計器製作所 西宮支店
上記事業所の所在地	郵便番号 663-8105 住所 兵庫県西宮市中島町9番10号  電話番号 0798-67-5347 FAX番号 0798-64-1104 メールアドレス nishinomiya@hanshinkeiki.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
いけうち しんすけ 池内 伸介	第274524号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表(水道法施行規則第18条関係)

# 機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日現在

種 別	名 称	形 式・性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	パイプソー	240mm	3	
	ハンドソー	240mm	3	
	塩ビカッター	VC-42	3	
	〃	25～50mm	3	
	金切りのこ		3	
管の加工用の 機械器具	やすり	255mm	3	
	リーマー	4～35mm	3	
	スクレーパー	No.2・No.4	3	
	パイプねじ切り器	オスタ型	1	
	パイプ万力	鋼管用 80mm	1	
接合用の機械器具	ウォーターポンプ	WP250	7	
	プライヤー		3	
	パイプレンチ	PW300	3	
	〃	PW350	2	
	〃	PW450	9	
	片ロスパナ	32・46・54・60	3	
	ラッチェットレンチ	24・26・32	1	
	手動式パイプ断水器	NGK-50	3	
電子ガストーチ	GT-5000			
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	手動式	1	
	水圧テストゲージ	アックスブレーン 20mm	1	

(注)種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社阪神計器製作所

住 所 兵庫県尼崎市神田中通4丁目163番地

代表者氏名 代表取締役社長 松田 健仁



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

兵庫県尼崎市神田中通四丁目163番地  
株式会社阪神計器製作所

会社法人等番号	1400-01-050663	
商号	株式会社阪神計器製作所	
本店	兵庫県尼崎市神田中通四丁目163番地	
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和37年8月22日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道メーターの製造販売並びに修理</li> <li>2. 各種歯車の製造並びに販売</li> <li>3. <u>プラスチック成型並びにプラスチック成型金型の製造販売</u></li> <li>4. <u>成型金型及び打抜金型の製造加工並びに販売</u></li> <li>5. <u>圧力計並びにその部品の製造販売</u></li> <li>6. 貸ビル業</li> <li>7. 古物の売買</li> <li>8. <u>上記各号に附帯する一切の業務</u></li> </ol> <p style="text-align: right;">平成24年 3月14日変更      平成24年 3月21日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道メーターの製造販売並びに修理</li> <li>2. 各種歯車の製造並びに販売</li> <li>3. <u>プラスチック成型並びにプラスチック成型金型の製造販売</u></li> <li>4. <u>成型金型及び打抜金型の製造加工並びに販売</u></li> <li>5. <u>圧力計並びにその部品の製造販売</u></li> <li>6. 貸ビル業</li> <li>7. 管工事業</li> <li>8. 古物の売買</li> <li>9. <u>上記各号に附帯する一切の業務</u></li> </ol> <p style="text-align: right;">平成28年 5月26日変更      平成28年 6月 8日登記</p>	
発行可能株式総数	13万2000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 12万株 各種の株式の数 普通株式 8万株 優先株式 4万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する  <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記</p>	

資本金の額	金6000万円		
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	<p>普通株式 8万8000株 優先株式 4万4000株</p> <p>優先株式は、毎決算期において普通株式に先立ち額面金額に対して年50%を上限として利益配当を受ける。なお、残余があるときは普通株式に対して優先株式と同率に至るまで配当をなし、その上なお残余があるときは優先株式および普通株式に対して平等に1株当たり同率の配当をする。</p> <p>当該決算期における優先配当金額が優先配当金額に達しないときであっても、次期以降の決算期においてその不足額を補填しない。</p> <p>優先株式の株主は、その額面金額に達するまで普通株式の株主に優先して残余財産の分配を受けるものとする。</p> <p>優先株式は、議決権のない株式とする。</p>		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。		
役員に関する事項	取締役	松 田 弘	
			平成26年 5月27日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	松 田 弘	
			平成28年 5月26日重任
			平成28年 6月 8日登記
	取締役	松 田 弘	
			平成30年 5月28日重任
			平成30年 6月20日登記
	取締役	松 田 健 仁	
			平成26年 5月27日重任
			平成26年 7月 9日登記
取締役	松 田 健 仁		
		平成28年 5月26日重任	
		平成28年 6月 8日登記	
取締役	松 田 健 仁		
		平成30年 5月28日重任	
		平成30年 6月20日登記	

	取締役	<u>前田英俊</u>	平成26年 5月27日重任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>前田英俊</u>	平成28年 5月26日重任
			平成28年 6月 8日登記
	取締役	<u>前田英俊</u>	平成30年 5月28日重任
			平成30年 6月20日登記
	兵庫県西宮市剣谷町13番36号 代表取締役	<u>松田健仁</u>	平成26年 5月27日重任
			平成26年 7月 9日登記
	兵庫県西宮市剣谷町13番36号 代表取締役	<u>松田健仁</u>	平成28年 5月26日重任
			平成28年 6月 8日登記
	兵庫県西宮市剣谷町13番36号 代表取締役	<u>松田健仁</u>	平成30年 5月28日重任
			平成30年 6月20日登記
監査役	<u>早坂三郎</u>	平成24年 5月28日重任	
		平成24年 5月28日登記	
監査役	<u>早坂三郎</u>	平成28年 5月26日重任	
		平成28年 6月 8日登記	
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成28年 6月 8日登記
支店	1 東京都港区芝四丁目6番14号		
	2 兵庫県西宮市中島町9番10号		
	3 宮城県白石市半沢屋敷前57番地		
			平成29年 6月 7日廃止
			平成29年 6月23日登記



	4 大阪府池田市神田一丁目16番14号	平成29年 6月 7日設置 ----- 平成29年 6月23日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 8月22日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(神戸地方法務局管轄)

平成31年 2月20日

神戸地方法務局尼崎支局  
登記官

森 園 心 一



\*\*\*\*\*  
\*  
\*  
\*  
\* 株式会社 阪神計器製作所 定款 \*  
\*  
\*  
\*  
\*\*\*\*\*

# 株式会社 阪神計器製作所 定款

## 第一章 総 則

- 第 一 条 当社は株式会社 阪神計器製作所と称する。
- 第 二 条 当社は下の事業を営むことを目的とする。
1. 水道メーターの製造販売並びに修理
  2. 各種歯車の製造並びに販売
  3. プラスチック成型並びにプラスチック成型金型の製造販売
  4. 成型金型及び打抜金型の製造加工並びに販売
  5. 圧力計並びにその部品の製造販売
  6. 貸ビル業
  7. 古物の売買
  8. 上記各号に付帯する一切の業務
- 第 三 条 当社は本店を兵庫県尼崎市におく。
- 第 四 条 当社の公告は官報に掲載する。

## 第二章 株 式

- 第 五 条 当社の発行可能な株式の総数は13万2千株とする。
- 第 六 条 当社の発行する株式はすべて記名式とし、かつ額面株式とする。
- 株券の種類は1株券、10株券、50株券、100株券の4種とする。
- 当社の発行する株式の総数のうち88,000株を普通株式とし、44,000株を次の内容を有する優先株式とする。
1. 優先株式は、毎期決算において普通株式に先立ち、額面金額に対して、年50%を上限として利益配当を受ける。毎決算時における具体的な優先株式の配当率は、年50%を限界として取締役会で決定する。なお残余があるときは普通株式に対して優先株式と同率に至るまで配当をなし、その上なお残余があるときは、優先株式及び普通株式にたいして平等に1株当たり同率の配当をする。

2. 当該決算における優先配当金額が、前号の優先配当金額に達しないときであっても、次期以降の決算期においてその不足額を補填しない。
3. 優先株式の株主は、その額面金額に達するまで普通株式の株主に優先して残余財産の分配を受けるものとする。
4. 優先株式は議決権のない株式とする。

第七 条

当社の発行する額面株式の1株の金額は500円とする。

第八 条

当社の株式についてその名義書替または質権の登録若しくは信託財産の表示及びその抹消を請求するときは、当社所定の書式によってこれを請求しなければならない。

第八 条の二

(株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡するときには取締役会の承認を必要とする。

第九 条

株券の喪失、汚損または種類の変更のため株券の再発行を請求するとき

は当社所定の書式によってこれを請求することができる。

株式の名義書替、質権の設定若しくは登録、信託財産の表示またはその抹消の手数料及び新株権の交付手数料は取締役会の定めるところによる。

第十 条

株式の名義書替及び質権設定の登録、若しくはその抹消は毎営業年度末の翌日からその営業年度に関する定時株主総会終結の日までの間3カ月を越えない期間これを停止する。

その他必要あるときは、あらかじめ30日前の公告をもって3カ月を越えない一定の期間、前項の手続きを停止することができる。

第十一 条

株主及び株主名簿に登録された質権者、またはその法定代理人は、その氏名、住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

### 第三章 株主総会

第十二 条

定時株主総会は毎営業年度末の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は随時必要の都度これを招集する。

- 第十三条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議をもって代表取締役がこれを招集する。
- 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 第十四条 株主総会の議長には代表取締役がこれに当たる。
- 代表取締役に事故あるときには、あらかじめ取締役において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 第十五条 株主総会の議事は法令に別段の定めある場合を除くはか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
- ただし取締役の選任については発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株主の出席を要する。
- 第十六条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとする場合にはその代理人は代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

- 第十七条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録にこれを記載し、議長及び出席取締役がこれに署名捺印し会社に保存する。

#### 第四章 役員

- 第十八条 当会社に次の役員をおく。ただし役員は株主総会において選任する。
1. 取締役 3名以上
  2. 監査役 1名以上
- 第十九条 2名以上の取締役を同時に選任する場合においても累積投票の方法によらない。
- ただし、発行済株式の総数の4分の1以上に当たる株式を有するものの請求があるときはこの限りではない。
- 第二十条 取締役及び監査役の任期は、その就任後第1回目の定時株主総会終了の日までとする。
- ただし、補欠又は増員により他の役員の任期中に就任した役員の任期は前項にかかわらず現任同種役員の残任期間と同一とする。

- 第二十一条 取締役会の決議により会社を代表すべき取締役として代表取締役1名以上を選任する。  
尚、役付取締役として専務取締役1名及び常務取締役若干名を選任することができる。  
代表取締役は会社業務の執行を統括する。
- 第二十二条 取締役は取締役会を組織し会社業務の執行を統括する。
- 第二十三条 取締役会を招集するには会日より5日前に各取締役に対しその通知を発しなければならない。
- 第二十四条 代表取締役は取締役会を招集しその議長となる。  
代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 第二十五条 取締役の議事の経過の要綱及びその結果は議事録にこれを記載し、議長及び出席取締役がこれに記名捺印し会社に保存する。
- 第二十六条 取締役、監査役の報酬及び退職役員の慰労金は株主総会の決議による。

## 第 五 章 計 算

- 第二十七条 当会社の営業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
- 第二十八条 当会社の損益計算は、その営業年度の総益金と総損失を対照して、その差額を当期利益金又は当期損失金とする。
- 第二十九条 毎営業年度の損益金に前期繰越損益金を加減したものを次のとおり処分する。
- |          |     |
|----------|-----|
| 1. 利益準備金 | 若 干 |
| 2. 別途積立金 | 若 干 |
| 3. 役員賞与金 | 若 干 |
| 4. 利益配当金 | 若 干 |
| 5. 次期繰越金 | 若 干 |
- 第三十条 当会社の利益配当金は、毎営業年度末日現在の株式名簿に記載の株主及び登録質権者に支払う。

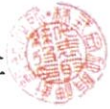
利益配当金の請求権は、その支払い開始の日より満3年を経過するも受領  
なきときは失権し当会社に帰属する。

27. 2. 3 日

上記は、当社の定款の写しに相違ありません

株式会社 阪神計器製作所

代表取締役 松田 健仁



第二七四五二四号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫県

氏名 池内 伸介

昭和四十五年三月四日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久





(株) 阪神計器製作所 西宮支店 案内図

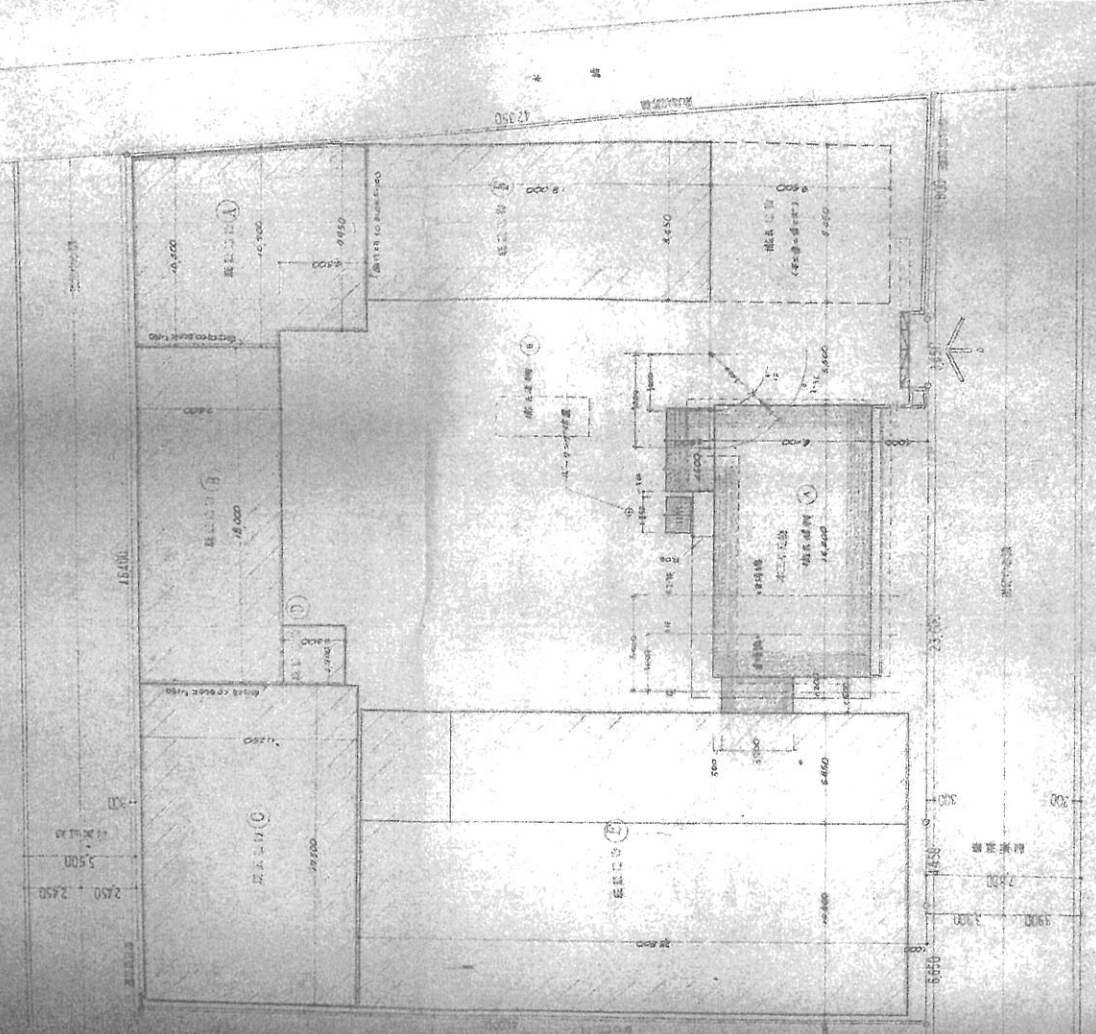


(株) 阪神計器製作所 西宮支店  
西宮市中島町9番10号  
TEL 0798-67-5347

<最寄り駅>  
阪急西宮北口  
JR 甲子園口  
いずれも徒歩15分位

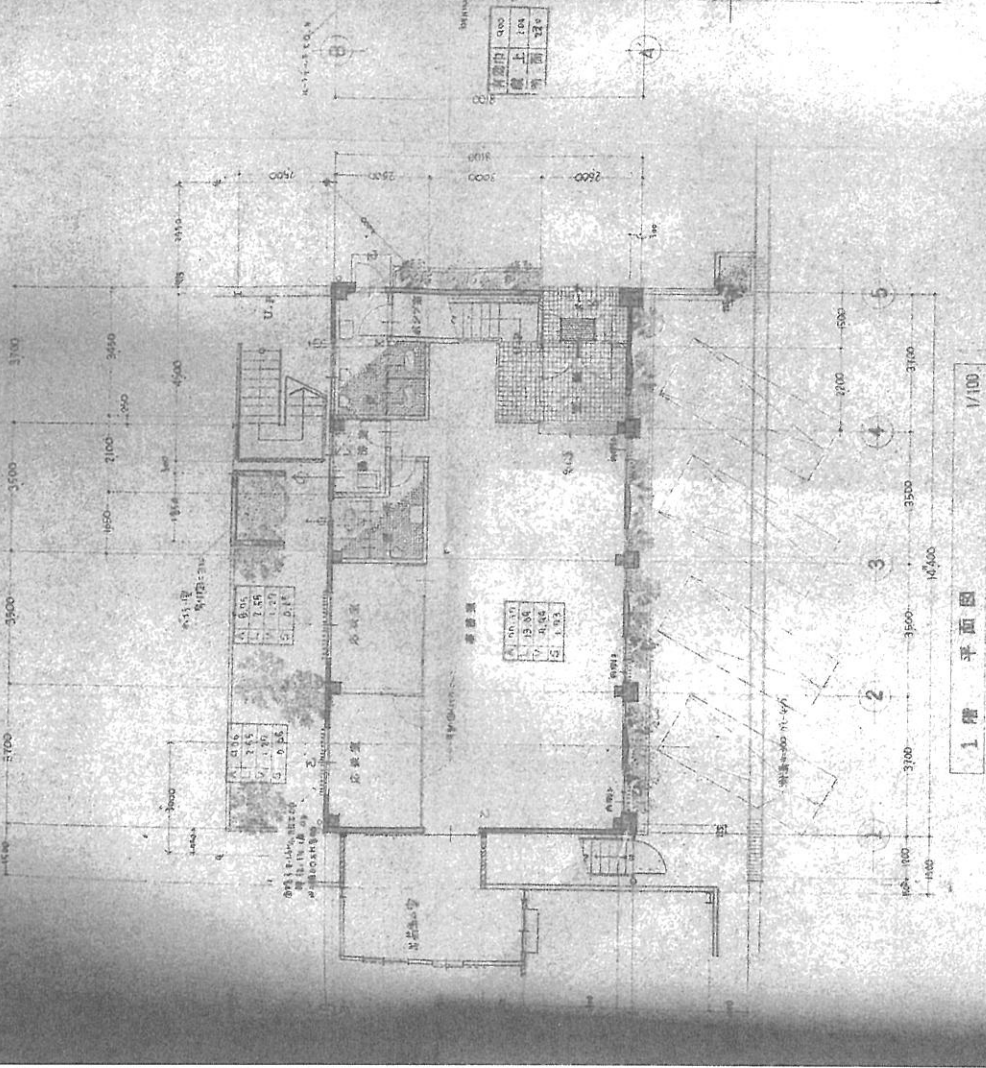


大阪神計器製作所西宮支店  
西宮市中島町9番10号



平面図 1/200

大阪神計器製作所 建築士  
西宮市 中島町9番10号



1階 平面図 1/100

1.1. 建築士 西宮市 中島町9番10号  
1.2. 建築士 西宮市 中島町9番10号  
1.3. 建築士 西宮市 中島町9番10号

大阪神計器製作所 建築士  
西宮市 中島町9番10号

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ ハンシン ケイキ セイサクショ 株式会社阪神計器製作所  
 住所 〒660-0884 兵庫県尼崎市神田中通4丁目163番地  
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク シャチョウ マツダ ケンジ 代表取締役社長 松田 健仁  
 電話番号 06-6411-2590  
 FAX番号 0798-66-8287  
 メールアドレス nishinomiya@hanshinkeiki.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

株式会社阪神計器製作所

〒660-0884

兵庫県尼崎市神田中通4丁目163番地

届出者

代表取締役社長 松田 健仁



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社阪神計器製作所 西宮支店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
池内 伸介	第 274524 号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二七四五二四号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫県

氏名 池内 伸介

昭和四十五年三月四日生

水道法昭和十九年法律第百七号の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十六年二月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

